

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

令和2年に寄せられた相談等の状況

		令和2年	令和元年	増減			令和2年	令和元年	増減
相談者数		673	455	218	相談者数		673	455	218
内訳	労働者	296	214	82	内訳	男性	402	262	140
	使用者	272	138	134		女性	241	170	71
	第三者	105	103	2		未登録	30	23	7

		令和2年	令和元年	増減
相談内容数		947	683	264
主な相談内容	労働契約	32	18	14
	解雇関係	51	35	16
	賃金・賞与・退職金	41	40	1
	休業手当関係	60	6	54
	時間外労働等過重労働関係	40	62	▲ 22
	残業手当等不払い残業関係	62	45	17
	有給休暇関係	103	52	51
	就業規則関係	13	8	5
	最低賃金関係	10	25	▲ 15
	健康管理等安全衛生関係	55	30	25
	労災補償や保険料関係	117	60	57
	労働条件不利益変更関係	14	6	8
	セクハラ	3	0	3
いじめ・嫌がらせ	30	32	▲ 2	

※1人で相談内容が複数に及ぶこともあり、相談者数と相談内容数は一致しません。

令和2年に名瀬労働基準監督署に相談した人数は673人で、前年に比べ218人（約48%）増加し、特に使用者からの相談が138件（97%）と倍増しました。新型コロナウイルス感染に伴う休業や有給休暇の5日の取得義務、労働保険年度更新の会場受付の中止に伴う申告方法等事業主の責務に伴う相談が増えました。相談総数は947件と前年比264件（67%）増加しています。毎年労働契約や解雇、賃金不払い、残業手当の不払いなどの相談は残念ながら後を絶ちませんが、昨年は、新型コロナウイルス感染に伴う休業手当の支払いの必要性や、雇用調整助成金の申請のための平均賃金の算出方法の相談が増えました。地域の繋がりが強い奄美においても職場における「いじめや嫌がらせ」「セクハラ」の相談も寄せられています。最低賃金に関しては改正額が3円と低かったため、例年に比べて相談は少ないでした。

トラブルへ発展すると解決のためには労使ともに相当の労力を必要とします。そうなる前に「法的に問題があるのか」「法的にはどうなっているのか」「法的な手続きはどうか」事前に関係機関に問い合わせ頂くことをお願いします。

労基署
だより

第162号
R3.2.24



有給休暇は5日以上とりましたか？
三六協定の有効期間は大丈夫ですか？

働き方改革関連の各種様式・リーフレット
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html#h2_free4)

鹿児島県の最低賃金
1時間 **793円**

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869